

令和 7 年

宮崎県物資流通統計調査 記入の手引

- ☆ この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。
☆ この調査票は、統計以外の目的に使用することは絶対にありません。

令和 8 年10月

宮崎県

目 次

I 物資流通統計調査の概要	1
II 調査票記入上の一般的注意事項	4
III 調査項目別注意事項	4

付表一 物資流通統計調査品目表

食料品	1-2
繊維	2-3
木材・木製品	3-4
家具・装備品	4
パルプ・紙・紙加工品	4-5
印刷・同関連業	5
化学製品	5-7
石油製品・石炭製品	8
プラスチック製品	8-9
ゴム製品	9
なめし革・同製品・毛皮製品	9
窯業・土石製品	9-10
鉄鋼	10-11
非鉄金属	11-12
金属製品	12
はん用機械器具	13
生産用機械器具	13-15
業務用機械器具	15-16
電子部品・デバイス・電子回路	17
電気機械器具	17-19
情報通信機械器具	19
輸送機械	20-21
その他の製造品	21-22

I 物資流通統計調査の概要

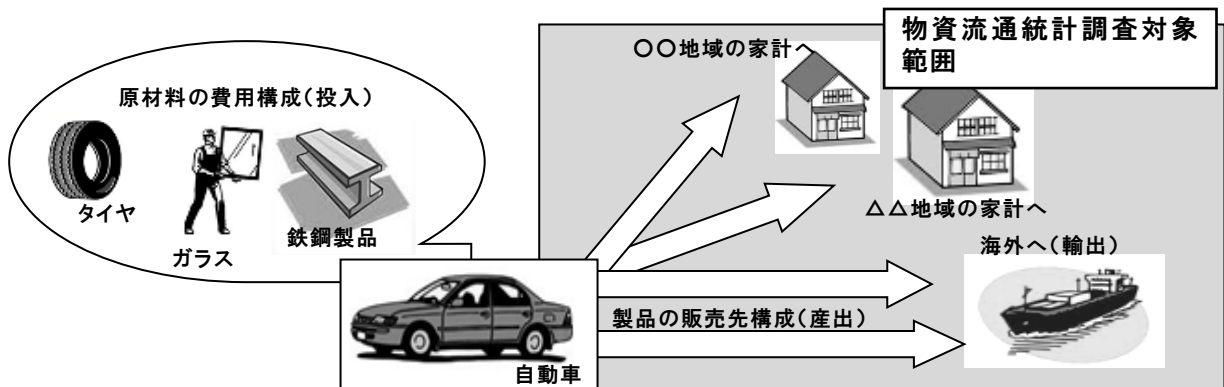
1 調査の目的

物資流通統計調査は、通常、5年に一度（前回調査は、令和3年11月）実施し、製造業における各商品の輸出及び移出入における地域間の交易状況を明らかにし、宮崎県が作成する産業連関表^{※1}のための基礎資料とすることを目的とします。

※1：産業連関表

産業連関表とは、ある特定の地域において一定期間（通常1年間）に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）に示した統計表です。産業連関表を縦方向（列部門）にみると、その部門の財・サービスの国内生産額とその生産に用いられた費用構成の情報が得られます。また、横方向（行部門）にみると、生産及び輸入された財・サービスがどれだけ販売されたか（販売先構成）の情報が得られます。

例えば、自動車を生産する際には、タイヤやガラス、鉄鋼製品など様々な原材料が必要になります。産業連関表では、自動車産業をはじめとするすべての産業が購入した原材料やサービスの金額を産業別に掲載し、また、投入された原材料によって生産された製品が、どこで消費されたかを産業別に掲載しています。これを利用することによって、ある産業において生産を行った場合の他産業に対する生産波及効果を計測する、いわゆる経済波及効果分析を行うことが可能になります。



本調査は、貴事業所が生産された製品がどの地域で、また、どの業種で消費されたかを調査するものです。本調査の結果は、産業連関表における生産物の販売先構成の推計に使用されます（次頁参照）。

－産業連関表の利用例－

- 産業別の投入構造や産業と産業の結びつきが詳しくわかります。
- 特定の経済政策が各産業にどのような影響をもたらすかを分析することができます。例えば、公共投資、IT投資などによる経済波及効果や、大きなイベント等による経済波及効果などがわかります。
- 国民経済計算（GDP統計）の重要な基礎資料として利用されています。

財・サービスの流れや結びつきがわかる産業連関表

		内生部門					外生部門							
需要部門（買い手） 供給部門（売り手）		中間需要				最終需要				(控除)	(控除)	地域 内 生 産 額		
		1 農 林 水 産 業	2 鉱 業	3 製 造 業	計 A	家 計 外 消 費 支 出	消 定 資 本 形 成 費	在 庫 出	輸 移 出	計	輸 入		移 入	
内生部門	中間投入	1 農 林 水 産 業	↓列	原材料及び粗付加価値の費用構成（投入）										
		2 鉱 業												
		3 製 造 業			生産物の販売先構成（産出）									
		〔供給される財・サービス〕	→行											
外生部門	粗付加価値	計	E											
		家計外消費支出												
		雇用者所得												
		営業余剰												
		資本減耗引当												
		間接税金												
		(控除)補助金												
		計	F											
		地域内生産額	E+F											

本調査結果を基に推計。

2 調査の対象

付表「物資流通統計調査品目表」に掲げる品目を生産している事業所の中から、調査対象として651事業所を選定し調査します。

この調査は、個々の事業所を対象としていますので、貴事業所単体での内容を記入してください。貴事業所で生産された製品のみが調査の対象となり、他の事業所^{※2}から受入れた製品で、貴事業所では全く加工をせず、そのまま^{※3}出荷するものは調査の対象となりません。

加工のみを行う事業所も調査の対象となります。

※2：「他の事業所」には

関連の本社、支社、その他の事業所、元請・下請事業所を含みます。

※3：「そのまま」には、

検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。

ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なし、貴事業所の生産に含めます。

この調査により報告された記入内容は、宮崎県統計条例により秘密が保護されます。徴税、その他報告者の利害に関することを利用したり、調査内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することは絶対にありません。

3 調査事項

調査事項は、「自工場生産額」、「（生産額の）うち自工場消費額」、「うち輸出向出荷額」及び「うち宮崎県外向出荷額」「うち宮崎県内向出荷額」です。

4 調査票の提出期限、提出先及び問合せ先

調査票の提出は、令和8年11月30日(月)までをお願いします。

この調査の提出先及び問合せ先は、以下のとおりです。

また、統計調査課から確認などをさせていただく場合がありますので、保存用調査票にも転記したり、複写するなど一定期間回答内容の保存をお願いします。

【問合せ先】

担当：宮崎県 総合政策部 統計調査課 企画分析担当

郵便番号：880-8501

住所：宮崎市橋通東2丁目10番1号

電話番号：0985-26-7042

電子メール：tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp

5 その他（留意事項）

物資流通統計調査は、宮崎県を含む47都道府県で調査を実施します（商品流通調査という名称を使用している場合があります）が、各都道府県の事情により、令和8年度に実施する都道府県と令和9年度に実施する都道府県があります。複数の都道府県に事業所を有する本社担当者においては、場合によって、令和8年度及び令和9年度の両年度で調査票を記入していただくことがあります（ただし、同一事業所について両年度で調査することはありません）が、47都道府県による調査結果の精度向上のため、是非とも御協力をよろしくお願いします。

Ⅱ 調査票記入上の一般的注意事項

- 1 数字は全て「1, 2, 3, 」のように**算用数字**で明瞭に記入してください。
- 2 金額で記入する項目については、**千円単位**で記入し、**単位未満は四捨五入**してください。
- 3 この調査票は、令和7年（1月1日～12月31日）の1年分について記入してください。ただし、この期間での記入が困難な場合には、この期間に最も近い1年分を記入しても差しつかえありません。
- 4 調査事項の中で、貴事業所では記入困難な項目については、本社等と連絡のうえ記入してください。

Ⅲ 調査項目別注意事項

貴事業所で生産された製品について、調査票に印字されている「品目名」及び「品目コード」毎に、付表－物資流通統計調査品目表の「品目例示」を参考に記入してください。

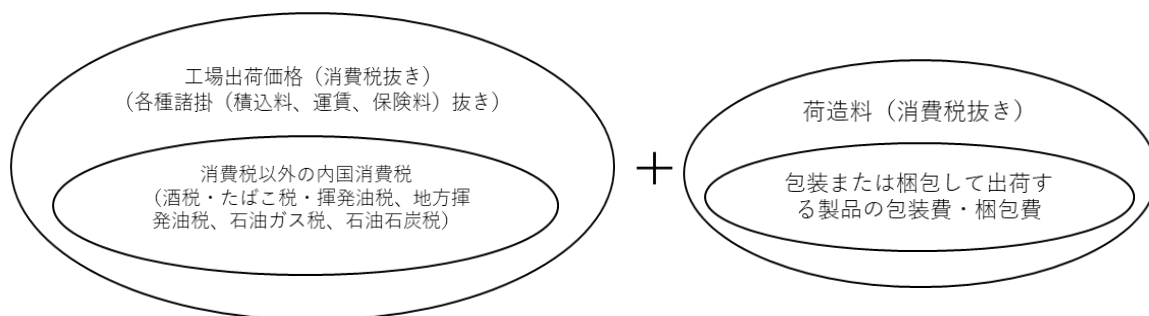
- ◆ **調査票に印字されている品目以外にも生産している製品がある場合**
付表の「品目例示」を参考に「品目」及び「品目コード」を空欄に追記してください。
- ◆ **調査票に印字されている品目を生産していない場合**
「自工場生産額」に「0（ゼロ）」を記入するとともに、印字されている「品目」、「品目コード」に＝線を引いてください。
- ◆ **単純に一つの欄に記入できない場合**（同一品目でも型違い等で区別している場合等）
同一の「品目」及び「品目コード」を用いて、一つは印字されている欄に、以降は追記してそれぞれの金額を記入してください。

また、いずれの項目も可能な限り、**数量×工場出荷価格**で計算してください。

なお、工場出荷価格で記載できない場合は、調査票下の備考欄に、記載していただいた方法（例：加工賃、内国消費税抜き等）を記入してください。

（参考：生産動態統計調査は消費税込み、当調査は原則として消費税抜きとなっております。）

工場出荷価格（消費税抜き）



工場出荷価格とは、

消費者が店頭で製品を手にする時の価格ではなく、貴事業所が他の事業者や販売店等へ、貴事業所で生産した製品を出荷する際の出荷価格（消費税抜き）に、荷造料（消費税抜き）を加算したものを指します。

「工場出荷価格＝工場出荷額＋荷造料－消費税」

<調査項目の説明>

以降の「◎」はその項目に含まれるもの、「×」はその項目に含まれないものとします。

1 消費税の扱い〔101〕

記入した金額が、消費税「抜き」か「込み」かを○で囲んでください。原則「抜き」で記入をお願いします。

2 自工場生産額〔102〕（＝自工場生産数量×工場出荷価格）

「品目名」欄に記入した品目について、貴事業所で生産した年間の生産額を記入してください。貴事業所内で消費したもの（下記「3 うち自工場消費額〔103〕」）も含めてください。輸入品及び同一企業内の他工場や下請系列からの受入、他企業からの購入は含めないでください。

◎：他から受託して生産したもの。ただし、品目分類に賃加工品がある品目に限りま
す。困難な場合には、委託者に確認等を行い、記入してください。

×：貴事業所が他に委託して生産させたもの（実際に生産した受託者の側で生産に計
上しますので、ここには含めないでください）。

3 うち自工場消費額〔103〕（＝消費数量×工場出荷価格）

上記「2 自工場生産額〔102〕」のうち、貴事業所内で生産している他製品の原
材料や研究開発用等に消費した分について、自工場消費額として記入してください。

◎：自工場で生産し、出荷せずに自工場で生産している他製品の原材料となる中間製
品

×：他工場から受入れた原材料や、他工場から購入した原材料

×：他工場に出荷した原材料

4 うち輸出向出荷額〔104〕（＝輸出数量×工場出荷価格）

上記「2 自工場生産額〔102〕」のうち、貴事業所から直接または輸出商社等
を通じて輸出したもの、あるいは輸出用として輸出商社等へ販売したものを記入して
ください。

5 うち宮崎県外向出荷額〔105〕（＝出荷数量×工場出荷価格）

上記「2 自工場生産額〔102〕」のうち、宮崎県外向けに出荷したものを全て
記入してください（貴事業所から出荷したもののうち、上記「4 うち輸出向

出荷額〔104〕」を除いたもの）。

◎：同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの（その場合は市価で換算して記入してください）。

6 うち宮崎県内向出荷額〔106〕（＝出荷数量×工場出荷価格）

上記「2 自工場生産額〔102〕」のうち、宮崎県内向けに出荷したものを全て記入してください（貴事業所から出荷したもののうち、上記「4 うち輸出向出荷額〔104〕」及び「5 うち宮崎県外向出荷額〔105〕」を除いたもの）。

◎：同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの（その場合は市価で換算して記入してください）。

7 その他

◆「問合せ先」

記入事項についての確認など問い合わせの際に使用しますので、記入者の氏名、所属部署名、連絡先を必ず記入してください。

◆「備考」

休業中、操業準備中、操業開始後未出荷など、調査票情報に関わる特記事項などを記入してください。

また、工場出荷価格で記載できない場合は、記載していただいた方法（例：加工賃、内国消費税抜き等）を記入してください。